

4.2 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた税財源の充実について

(財務省、総務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図るとともに、国税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額し、臨時財政対策債を抑制して、速やかに廃止すること。
- (2) 地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保すること。
- (3) ふるさと納税について、返礼品や控除方法を含めたさらなる見直しを行うこと。

(背景)

〔地方一般財源総額の確保・充実等〕

- 本県では、外形標準課税の拡大を含む地方法人課税に関する累次の税制改正の影響等により、県税収入は、地方法人特別譲与税を含めても、リーマンショック前の水準には至っていない一方、義務的経費である医療・介護などの扶助費が増加し、依然として厳しい財政状況にある。今後も全国的に社会保障経費が増加傾向にあること等を踏まえると、安定的な財政運営には引き続き地方一般財源総額の確保・充実が不可欠である。
- また、本県は臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、県債残高の大幅な増加要因となっている。臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題である。地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、臨時財政対策債を抑制して、速やかに廃止するべきである。

〔地方税の充実〕

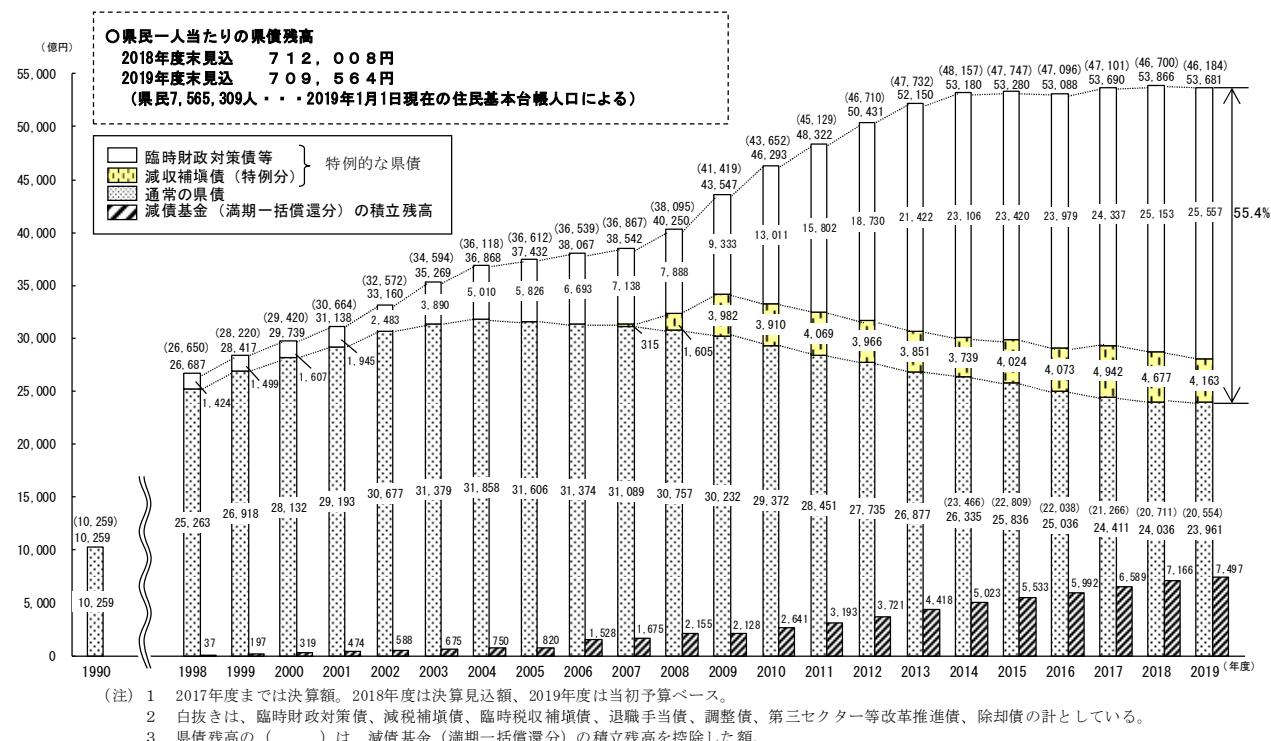
- 地方法人課税制度について、地方税財源の配分がこれまでに何度も見直されてきたが、根本的な問題は、明治以来、一向に止まることのない東京一極集中の流れであり、本県では、経済、産業の活性化を進めることにより、地域の雇用の維持・拡大、税源の涵養に取り組むとともに、東京一極集中にストップをかけるべく、U I Jターンの促進、女性が働きやすい環境づくり、国内外に向けた魅力発信などの施策を総合的に推進してきたところである。国においても、これまで実施してきた地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが重要である。

[ふるさと納税の見直し]

- 返礼品によるふるさと納税の獲得競争に対しては、令和元年度税制改正において、返礼品割合3割超の返礼品や地場産品以外の返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めている地方自治体について、制度の対象外とすることができるよう、見直しが行われた。今回の見直しは一步前進ではあるが、まだ不十分であり、返礼品割合を寄附額の1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。
- また、過度な返礼品により、市町村に寄附が集中し、個人住民税から税額控除される結果、広域自治体から基礎自治体に税収移転され、住民税の受益と負担の原則を大きく歪めることになる。このため、ふるさと納税特有の特例分について、都道府県向けの寄附金は都道府県民税から、市区町村向けの寄附金は市区町村民税から、それぞれ控除する方法に改めるなど、制度本来の趣旨に立ち返った見直しが必要である。

(参考)

◇愛知県の県債残高の推移



◇愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
普通交付税 A	643	770	769	826	711	948	715
臨時財政対策債 B	2,848	2,258	901	944	971	1,381	860
計 C = A + B	3,491	3,028	1,670	1,770	1,682	2,329	1,575
臨時財政対策債の割合 B / C	81.6%	74.6%	53.9%	53.3%	57.7%	59.3%	54.6%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。

4.3 まち・ひと・しごと創生について

(財務省、内閣官房、内閣府)

【内容】

- (1) 県・市町村の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や総合戦略の着実な推進について、総合的な支援を図ること。
- (2) 「地方創生推進交付金」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとすること。

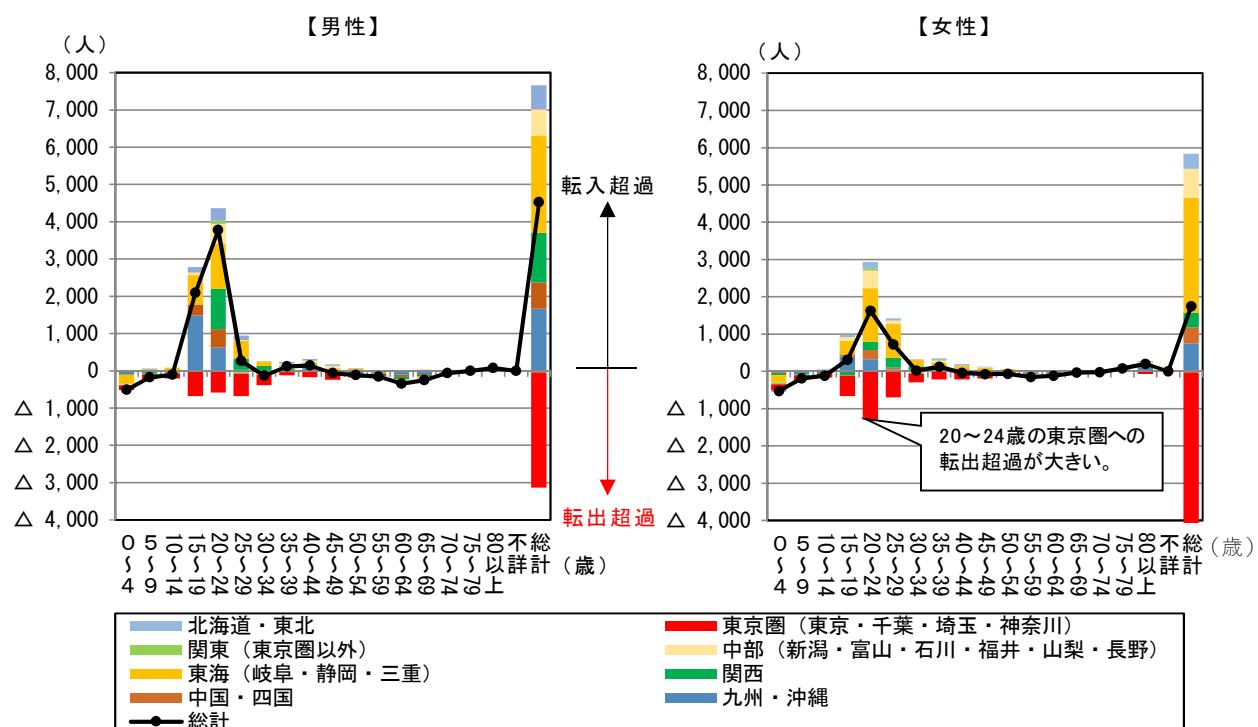
(背景)

- 本県では、2015年10月に、2060年に700万人程度の人口を確保するとした「人口ビジョン」と、その実現に向けた5か年（2015～2019年度）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の実現に向けた取組を総合的に実施してきた。
- 我が国の人ロが減少する中にあって、本県の人口は増加を続けている。しかし、本県の人口移動の状況を見ると、男女ともに若年層を中心に転入超過の状況にあるものの、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対しては、一貫して転出超過が続いている。特に女性については、就職時にあたる20代前半を中心として、転出超過が顕著となっていることから、こうした若年女性の東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 国・地方とともに、2019年度は現行の総合戦略の最終年に当たる。このため、国は、2019年12月に次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしているが、まち・ひと・しごと創生法によると、県は国の総合戦略を勘案し、また、市町村は、県の総合戦略を勘案して、それぞれの地方版総合戦略を策定することとされている。
- 本県では、2019年度内に次期「総合戦略」の策定を進めることとし、検討を進めているところであるが、県内市町村も含め、国の総合戦略策定後、速やかに次期総合戦略を策定し、2020年度以降も絶え間なく地方創生の取組を推進していくため、国においては、次期総合戦略の検討状況等について積極的に情報提供等を行うとともに、必要に応じて地方公共団体への助言等を行う必要がある。

- また、地方創生推進交付金については、2020年度概算要求において、2019年度の1,000億円から増額となる1,200億円が計上されているが、同交付金については、長期計画で、1/2の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。

(参 考)

愛知県と地域ブロック別の転出入状況（日本人・年齢5歳階級・男女別）（2017年）



出典：総務省「住民基本台帳移動報告」（2017年）

4 4 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとすること。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
また、昨年12月に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたものについては、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (5) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政ができる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

なお、「まち・ひと・しごと創生基本方針（2019）」において、「地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤である」とされている。

- 地方分権改革に関する提案募集について、2月から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年の提案については、昨年12月25日に、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案188件のうち、145件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、23件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第9次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

(参考)

地方分権改革の動向

(西暦/年)													
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
4/1 委員会発足 第1次 勧告 ～ 改 革 推 進	5/28 第4次 勧告	11/9 ～	4/28 第1次 一括法 ～ 成立	8/26 「第2次 一括法 」成 立	6/7 「第3次 一括法 」成 立	5/28 「第4次 一括法 」成 立	6/19 「第5次 一括法 」成 立	5/13 「第6次 一括法 」成 立	4/19 「第7次 一括法 」成 立	4/19 「第8次 一括法 」成 立	6/19 「第9次 一括法 」成 立	5/31	

【第1次勧告】

- ・重点行政分野の抜本的見直し
- ・基礎自治体への権限移譲

【第2次勧告】

- ・義務付け・枠付けの見直し
- ・国の出先機関の見直し

【第3次勧告】

- ・義務付け・枠付け見直しの具体的措置
- ・国と地方の協議の場の法制化

【第4次勧告】

- ・地方税財政制度改革

【第1次一括法】⇒分権計画を受けて

- ・義務付け・枠付けの見直し(41法律の改正)

【第2次一括法】⇒戦略大綱を受けて

- ・義務付け・枠付けの見直し(160法律の改正)
- ・基礎自治体への権限移譲(47法律の改正)

【第3次一括法】

⇒第3次見直し、第4次見直しを受けて

- ・義務付け・枠付けの見直し(72法律の改正)
- ・基礎自治体への権限移譲(2法律の改正)

【第4次一括法】

⇒事務・権限移譲の見直し方針を受けて

- ・国から地方への事務・権限移譲(43法律の改正)
- ・県から指定都市への事務・権限移譲(25法律の改正)

【第5次～第8次一括法】

⇒提案等に関する対応方針を受けて

- ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(30法律の改正)
- ・義務付け・枠付けの見直し等(32法律の改正)

【第9次一括法】

⇒提案等に関する対応方針を受けて

- ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(1法律の改正)
- ・義務付け・枠付けの見直し等(12法律の改正)